

7 建築物のエネルギー消費性能に係る適合性判定及び届出

令和7年4月1日現在

根拠法令	建築物のエネルギー性能の向上に関する法律 (第10条、第11条、第12条) 建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行令 建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行規則	担当課 担当係	建築安全課 建築指導係 0742-27-7574						
制度の概要	建築主は、建築物の建築をしようとする場合、省エネ基準に適合していることの判定(適合性判定)を行う必要がある。								
目的	社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等を講ずることにより、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。								
対象地域	県内全域								
規制内容	1 適合義務(適合性判定) 建築主は、建築物の建築をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない、工事着手前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。 ※建築物エネルギー消費性能確保計画が基準に適合しない場合、建築確認申請の確認済証が交付されない。								
許可等の基準	・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)								
手続のフロー図	1 適合性判定 (1) 提出先 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 又は所管行政庁(※4) ※4 所管行政庁 <table><tr><td>区 域</td><td>受 付</td></tr><tr><td>奈良市、橿原市、 生駒市</td><td>奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課</td></tr><tr><td>上 記 市 以 外</td><td>県建築安全課</td></tr></table> (2) フロー 省エネ基準適合性判定申請→省エネ基準適合判定通知書 →建築確認済証→着工→完了検査済証(建築、省エネ基準) →建築物使用開始			区 域	受 付	奈良市、橿原市、 生駒市	奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課	上 記 市 以 外	県建築安全課
区 域	受 付								
奈良市、橿原市、 生駒市	奈良市建築指導課 橿原市建築安全推進課 生駒市建築課								
上 記 市 以 外	県建築安全課								

